

あなたに届いた通知！ 架空請求かも？

【事例1】

民事訴訟裁判通達書と記されたハガキが届き、私に対する訴状が提出されたとある。訴状内容について問い合わせるように案内されていたので電話すると、数年前に私が訪問販売で購入した羽毛布団の代金が滞っていると説明された。購入は事実だが現金一括で支払っており領収書もある。トラブルになる覚えはないが業者名が一致している。心配だ。

【事例2】

スマートフォンに注文した覚えのない時計の受注確認メールが入ってきた。差出人は不明でゲスト様宛となっており、代金引換での支払いと記載されている。間違いなければ発送するので住所を登録するように、身に覚えがなければ問い合わせるようにと2つのURLが記されている。どうしたらよいか。

消費者に、過去に利用した業者への料金未払いや契約違反があると思込ませ、それに対し「訴状が提出された」などと不安にさせたり、注文していない商品の受注メールを送り不審に思わせたりして、連絡を取らせようとします。

連絡をすると未払い金があるから払うように言われ、また、一度支払うと次々と請求がエスカレートするケースもあります。

最近では、ハガキや封書のほか、電子メールを使った架空請求も増えています。

【消費者へのアドバイス】

- ① 訴状が提出されると、すぐに裁判所から正式な通知があります。まずは、裁判所からの通知が来るかを確認しましょう。
- ② 裁判所からの通知がなく、対象商品を利用していなかった場合など、身に覚えがなければ無視しましょう。
- ③ 「連絡や問い合わせをするように」とあるのは、あなたの情報を引き出すためかもしれません。これ以上、個人情報を知られないようにしましょう。
- ④ 届いたハガキやメールなど証拠は保管して、悪質な請求を受けた場合は警察へ届け出ましょう。
- ⑤ 困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

（問合せ先）行田市消費生活センター（市役所内・内線495）または
埼玉県消費生活支援センター春日部Tel048-734-0999